

Welcome!



ほ じ ょ 犬

【医療機関向け】

もっと知ってBOOK



SPコード

ほ じ ょ 犬 受 け 入 れ に ご 理 解 を !

ほ じ ょ 犬 (盲 導 犬 ・ 介 助 犬 ・ 聴 導 犬) は 、 「 身 体 障 害 者 補 助 犬 法 」 に 基 づ い て 認 定 さ れ て お り 、 障 害 の あ る 方 と と も に 社 会 参 加 す る こ と が 認 め ら れ て い ま す 。

ほ じ ょ 犬 の 同 伴 は 、 人 が 立 ち 入 る こ と の で き る さ ま ざ ま な 場 所 で 受 け 入 れ る よ う 義 務 づ け ら れ て お り 、 病 院 ・ 診 療 所 ・ ク リ ニ ッ ク な ど の す べ て の 医 療 機 関 も 例 外 で は あ り ま せ ン 。

ほ じ ょ 犬 は 、 障 害 の あ る 方 の パ ー ト ナ ー で あ り 、 ペ ッ ト で は あ り ま せ ン 。 「 犬 だ か ら 」 と い う 理 由 で 受 け 入 れ を 拒 否 し な い で く だ さ い 。

犬は不衛生だから困る?

他の患者さんに迷惑!?

医療機関にも受け入れ義務があります!



衛 生 面 や 行 動 の 管 理 も 万 全 で す

ほ じ ょ 犬 の 衛 生 管 理 と 健 康 管 理 は ユ ー ザ ー の 義 務 で す 。 特 別 な 訓 練 を 受 け て い る の で 、 社 会 の マ ナ ー も 守 り 、 迷 惑 を か け る こ と は あ り ま せ ン 。

- ほ じ ょ 犬 は 、 ユ ー ザ ー が 指 示 し た 時 に 、 指 示 し た 場 所 で し か 排 泄 し な い よ う に 訓 練 さ れ て い ま す 。
● ユ ー ザ ー は 、 ブ ラ ッ シ ン グ や シ ャ ンプ ー な ど で 、 ほ じ ょ 犬 の 体 を 清 潔 に 保 ち 、 予 防 接 種 や 検 診 を 受 け さ せ る よ う 努 め て い ま す 。
● ほ じ ょ 犬 に は 表 示 を つ け る こ と が 義 務 づ け ら れ て い る の で 、 ペ ッ ト と 違 う こ と が 一 目 で わ か り ま す 。 ユ ー ザ ー も 、 認 定 証 (使 用 者 証) と ほ じ ょ 犬 の 健 康 管 理 手 帳 を 携 帯 し て い ま す 。



〇 〇 犬

Table with 5 rows: 認定番号, 認定年月日, 犬種, 認定を行った指定法人の名称, 指定法人の住所及び連絡先



院 内 で の 受 け 入 れ に つ い て

病 院 内 で の 受 け 入 れ 範 囲 は 、 病 院 の 構 造 、 他 の 来 院 患 者 の 病 態 や 特 性 な ど に よ っ て 画 一 的 に 決 め ら れ る も の で は な い と 思 わ れ ま せ ン が 、 原 則 と し て 、 他 の 患 者 や 利 用 者 と 同 様 に 、 待 合 室 、 検 査 室 、 診 察 室 、 病 室 な ど に 受 け 入 れ る こ と を 前 提 と し て 考 え て く だ さ い 。

ま た 、 受 け 入 れ ら れ な い 区 域 を 設 け る 場 合 は 、 ほ じ ょ 犬 ユ ー ザ ー が 分 かる よ う 、 て い ね い に 説 明 し て く だ さ い 。



障 害 者 差 別 解 消 法 * が 施 行 さ れ ま す 。

平 成 28 年 4 月 か ら 「 障 害 を 理 由 と す る 差 別 の 解 消 の 推 進 に 関 す る 法 律 」 が 施 行 さ れ ま す 。

◎ 「 不 当 な 差 別 的 取 扱 い の 禁 止 」 と は
障 害 が あ る と い う こ と だ け で 、 正 当 な 理 由 な く 、 サ ー ビ ス の 提 供 を 拒 否 し た り 、 制 限 し た り 、 条 件 を 付 け た り す る よ う な 行 為 は 禁 止 さ れ ま す 。

◎ 「 合 理 的 配 慮 」 と は
障 害 の あ る 方 な ど か ら 何 ら か の 配 慮 を 求 め る 意 思 の 表 明 が あ っ た 場 合 に は 、 負 担 に な り ず ぎ な い 範 疇 で 、 社 会 的 障 壁 を 取 り 除 く た め に 必 要 で 合 理 的 な 配 慮 。 上 記 の 具 体 的 な 内 容 に つ い て は 、 今 後 、 基 本 方 針 や 対 応 要 領 、 対 応 指 針 で 示 し て い き ま す 。

* 「 障 害 を 理 由 と す る 差 別 の 解 消 の 推 進 に 関 す る 法 律 (平 成 25 年 法 律 第 65 号) 」
http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/wakugumi.html#sabetukaisyo

受け入れ体制づくりのヒント

- 受け入れ体制を徹底するために、研修などを実施して全ての職員に周知してください。
- ホームページや病院内、掲示板などで情報を公開することで、ユーザーは受診などに向けて事前に確認して準備することができます。
- 施設出入口にほじょ犬のステッカーや掲示板上に啓発ポスターを掲示するなど、日頃より病院の方針を表明することにより、他の来院者のほじょ犬に対する理解を得られます。



告知ポスターイメージ

受け入れのポイントをまとめました！

『身体障害者補助犬ユーザーの受け入れを円滑にするために～医療機関に考慮していただきたいこと～』

<http://www.mhlw.go.jp/bukyoku/syakai/hojyoken/html/a08.html>
厚生労働省ホームページ>「政策について」>「障害者福祉」>「施設情報」>「身体障害者補助犬」>「いろんな場所で会おうね。ほじょ犬」>「身体障害者補助犬法—ほじょ犬」

ほじょ犬 & ユーザーへの対応



- ほじょ犬は、ユーザーの指示に従い待機することができるので、特別な設備は必要ありません。
- 仕事中のほじょ犬には、話しかけたり、じっと見つめたり、勝手に触ったりして気をひく行動をしないようにしましょう。
- ほじょ犬が通路をふさいだり、周りにのおいを嗅ぎ回るなど、何か困った行動をしている場合は、そのことをほじょ犬ユーザーにはっきり伝えてください。
- ほじょ犬を同伴していても、ユーザーへの援助が必要な場合があります。ほじょ犬ユーザーが困っている様子を見かけたら、声をかけたり、筆談をしてコミュニケーションをとってください。
- ほじょ犬の同伴について、他の患者から苦情があった場合は、「身体障害者補助犬法」で受け入れ義務があること、ほじょ犬の行動や健康の管理はユーザーが責任をもって行っていることを説明し、理解を求めてください。

事例

こうして受け入れています【1】

横浜市立大学附属市民総合医療センター

以前、通院中だった肢体不自由者の患者さんが介助犬を利用されることになりました。それにあたって、「身体障害者補助犬法」に関する情報機関に相談しながら、『院内受け入れマニュアル』を作成。さらに、講師（医師）によるスタッフ向けセミナーを開催しました。

受け入れ準備のポイントは、①院内スタッフへの周知徹底とマニュアル作成 ②同伴可能区域と同伴不可区域（レントゲン室・ICUなど）をはっきりさせておくこと ③何か問題があった際の対応窓口を明確に周知徹底することです。

当センターで、介助犬同伴で使用した場所は、待合室・内科診察室・リハビリテーション室・食堂・売店・入院個室・入院病棟面談室などです。介助犬同伴通院の大きなトラブルはありません。

（診察風景撮影協力：横浜市立大学附属病院）



外来の待合室では、ほじょ犬の同伴について、モニターで情報発信。（市民総合医療センター）



診察室では、じゃまにならないよう介助犬は足もとで待機。（附属病院）

事例

こうして受け入れています【2】

木更津クリニック（透析医療機関）

かねてから通院中だった患者さんから「盲導犬取得をしたいので、同伴での通院許可のお願い」がありました。まずは訓練事業者から資料を取り寄せ、訓練士との面談を経て、通院同伴上の問題はないと判断し、盲導犬取得のタイミングを組み込んだ治療スケジュールを作成しました。

事前にスタッフと他の患者さんにも説明し、アレルギーがある方や犬嫌いの方は申し出てもらうようにしました。他の患者さんへの配慮として一番奥のベッドを指定しましたが、それは犬が落ち着ける環境にもなったようです。

気がつけたことは動線の清掃の徹底でしたが、特に汚れがひどくなることもなく、受け入れてみれば心配していたことはまったく問題になりませんでした。

現在は2代目の盲導犬を同伴されていますが、1代目同様、院内のアイドル的存在になっています。



透析室では、透析が終わるまで盲導犬はベッドの横でおとなしく待機。

*写真はすべてご本人の了解を得て掲載しています。